第 5558 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2016年)平成28年 9月 26日 月曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ スキャナ保存制度の改正

Q：スキャナ保存制度が見直され、小規模企業者についての特例措置も設けられたそうですが、どのような内容のものなのですか？

A：次のような内容のものです。

【解説】

平成28年度の税制改正では、国税のスキャナ保存制度が見直されました。

主な内容は、次のとおりです。

①原稿台と一体型に限るとするスキャナの要件が廃止され、スマートフォンやデジカメなどによる保存でも認められることとなりました。

②スキャナに係る階調の要件について、スマートフォン、デジカメ等の機器に対応した取扱いを行うことが可能とされました。

③一般書類について、受領者等が社外でデジタルカメラを使用して読み取りを行う場合のような場合は、正しくスキャニングされていることを確認した都度タイムスタンプを付すことが困難なので、受領等後、受領者等が署名の上、3日以内にタイムスタンプを付すことを選択できるように改正されました。

④小規模企業者の特例とは、定期的な検査を税務代理人が行う場合には内部けん制が不要となるものですが、決算書類をチェックしている税理士であれば、定期的な検査を別に設ける必要はなく、また、すべての書類をチェックしなくても抜き取り検査でも認められるというものです。